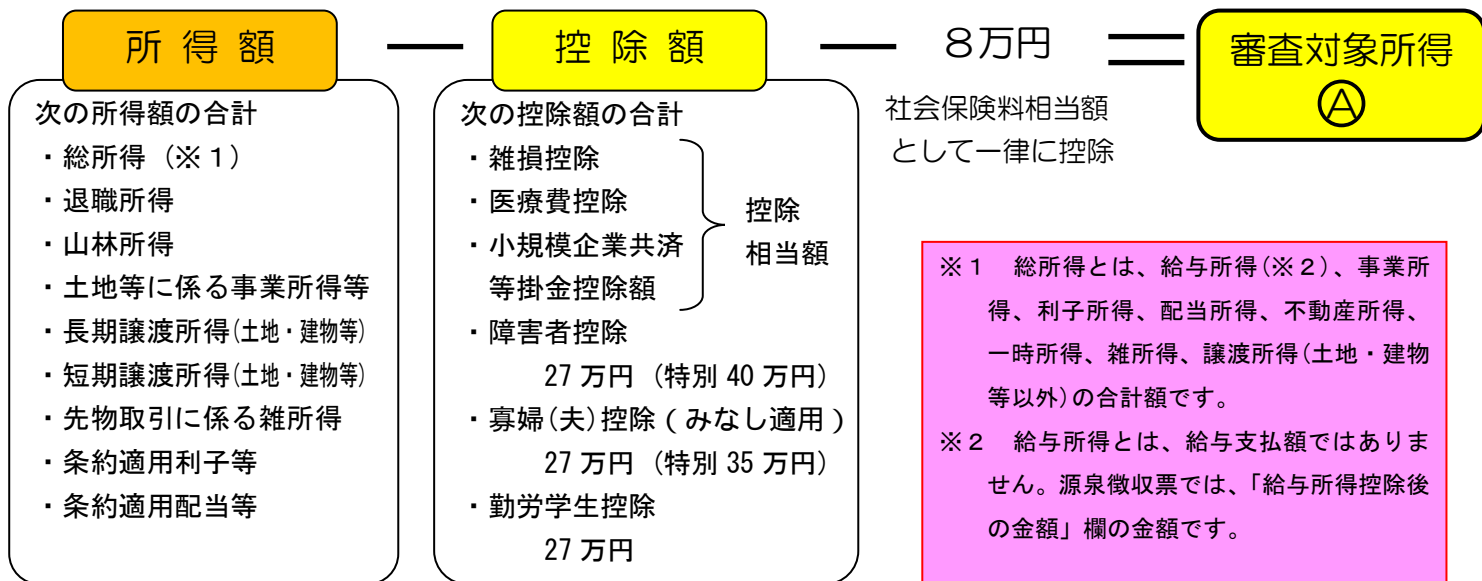


平成30年6月分の児童手当から所得額の計算方法が一部変わりました。

【審査対象となる所得とは】

- (1) 受給者本人の所得が対象です(世帯の所得ではありません。)
 ※ 父母ともに所得がある場合等は、生計を維持する程度が高い方(原則として所得が高い方)が受給者となります。
- (2) 1月～5月分までの手当は前々年の所得、6月～12月分までの手当は前年の所得が対象です。
- (3) 各年の1月1日現在広島市以外にお住まいだった方(住民税が広島市以外から課税される方)は、そのお住まいだった市町村長が発行した所得証明書(上記(2)の所得、控除額、扶養親族等の人数が記載されたもの)を提出してください。ただし、マイナンバー制度による情報連携により確認できるときは、省略することができます。

手順1 審査対象所得を計算します。



手順2 所得制限限度額を確認します。

扶養親族等の人数	→	所得制限限度額Ⓑ
0人	622万円+0万円	622万円
1人	622万円+1人×38万円	660万円
2人	622万円+2人×38万円	698万円
3人	622万円+3人×38万円	736万円
4人	622万円+4人×38万円	774万円

- ・ 所得制限限度額は上記のように、622万円に扶養親族1人につき38万円を加算した額です。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族に該当する場合の加算額は、1人につき44万円です。
- ・ 上の表では4人までを表示していますが、5人以上でも同様の計算です。
- ・ 扶養親族等の人数は、1月～5月分の手当は前々年の、6月～12月分の手当は前年の、12月31日時点の人数です。

手順3 審査対象所得Ⓐと所得制限限度額Ⓑを比べて、受給額が決まります。

Ⓐ < Ⓑ
 → 児童手当

Ⓐ ≥ Ⓑ
 → 特例給付

児童の年齢	児童手当の受給月額
3歳未満	一律15,000円
3歳から 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童の年齢	特例給付の受給月額
3歳未満	一律5,000円
3歳から 小学校修了前	
中学生	